

台風等に伴う東陸連小教育研究大会開催について

東海・北陸地区連合小学校長会

このことについて、下記の通り対応することになりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 台風の接近等により暴風警報等が発表(発表見込みを含む)されたり、大規模地震等に関する情報(臨時)が発表されたりするなど、危機管理上、校長として学校での対応が必要になり、開催県の大会運営要員が招集できないなど、大会運営に支障を来す場合、開催県対策本部の判断により大会を中止または縮小し、延期はしない。
また、この場合、大会費は返却しない。
ただし、全連小研究大会を兼ねる場合は、全連小のルールに則って対応する。
- 2 大会実施の有無に向けた検討状況を大会期日前日の午前中に、各県校長会へFAXまたはメールで知らせる。
ただし、台風の接近等があっても大会運営に支障がなければ、原則、大会は実施する。
その場合、各県からの大会への参加に当たっては、各県校長会の判断とする。
- 3 各県校長会は、緊急の場合に備え、大会参加者の連絡網(メール等)を準備する。
- 4 大会が中止等になった場合、大会要録をもって文書発表とし、全ての会員に大会要録を配布する。
- 5 大会中止に伴う宿泊費等のキャンセル料及び公共交通機関等の不通により参加できない場合のキャンセル料(契約時に確認)は、旅行業者の約款に基づく。
(ただし、事務局を通さず各自で宿泊予約をした場合は、各自の対応となる。)

※ 平成30年度第3回理事研修会(1/24決定)

- 6 新型コロナウイルス感染症等新たな感染症が発生し、その感染拡大防止や感染防止対策が長期にわたることが予測される場合には、各県代表者の意見を踏まえ、開催期日を待たずに開催県の判断で中止または縮小することができる。
また、中止や縮小の決定が参加申込期日前であれば、参加費は徴収しない。その場合、上記4の大会要録の配布については、別途協議する。

※ 令和2年度第1回理事研修会(5/21追加)